

狛江市要綱第 119 号

狛江市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱の一部を改正する
要綱をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年 9 月 29 日

要綱第119号

狛江市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱（平成26年要綱第101号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（補助金の額） 第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金ごとに当該各号に掲げる額とし、幼児の保護者の負担する保育料等、特定負担額又は主食費及び預かり保育料の範囲内とする。 （１）・（２） （略） （３） 保育の必要があると確認した毎年４月１日以降に満３歳に達する幼児の預かり保育料 １月当たりの補助金の額は、<u>490円</u>に預かり保育の利用日数を乗じた額又は保護者が負担した額のいずれか少ない額とする。ただし、満３歳児が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間（平日、長期休業中及び休日の合計をいう。）の開所日数が200日未満の私立幼稚園等に在籍し、かつ、当該私立幼稚園等以外の施設において幼稚園型一時預かり事業を利用する場合は、当該額に当該幼稚園型一時預かり事業の利用料を加算した額（<u>17,700円</u>を上限とする。）とする。 （４） 保育の必要があると確認した幼稚園型Ⅱを利用する０歳児から２歳児まで（３歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある幼児含む。）の幼児の預かり保育料 補助額は、月額<u>45,700円</u>とする。 ２・３ （略）	（補助金の額） 第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金ごとに当該各号に掲げる額とし、幼児の保護者の負担する保育料等、特定負担額又は主食費及び預かり保育料の範囲内とする。 （１）・（２） （略） （３） 保育の必要があると確認した毎年４月１日以降に満３歳に達する幼児の預かり保育料 １月当たりの補助金の額は、<u>450円</u>に預かり保育の利用日数を乗じた額又は保護者が負担した額のいずれか少ない額とする。ただし、満３歳児が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間（平日、長期休業中及び休日の合計をいう。）の開所日数が200日未満の私立幼稚園等に在籍し、かつ、当該私立幼稚園等以外の施設において幼稚園型一時預かり事業を利用する場合は、当該額に当該幼稚園型一時預かり事業の利用料を加算した額（<u>16,300円</u>を上限とする。）とする。 （４） 保育の必要があると確認した幼稚園型Ⅱを利用する０歳児から２歳児まで（３歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある幼児含む。）の幼児の預かり保育料 補助額は、月額<u>42,000円</u>とする。 ２・３ （略）

改 正 後				改 正 前			
別表第 3 （第 4 条関係）				別表第 3 （第 4 条関係）			
区分	補助限度額			区分	補助限度額		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 1 階層	<u>34,200円</u>			第 1 階層	<u>31,900円</u>		
第 2 階層	<u>31,200円</u>	<u>34,200円</u>		第 2 階層	<u>28,900円</u>	<u>31,900円</u>	
第 3 階層	<u>29,800円</u>		<u>34,200円</u>	第 3 階層	<u>27,500円</u>		<u>31,900円</u>
第 4 階層	<u>29,800円</u>		<u>34,200円</u>	第 4 階層	<u>27,500円</u>		<u>31,300円</u>
第 5 階層	<u>29,800円</u>		<u>33,000円</u>	第 5 階層	<u>27,500円</u>		<u>30,700円</u>
第 6 階層	<u>29,800円</u>			第 6 階層	<u>27,500円</u>		

第 1 号様式の 2 を別紙のように改める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱による改正後の狛江市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに別表第 3 の規定は、令和 8 年10月以後の月分の補助金の交付について適用し、同年 9 月以前の月分の補助金の交付については、なお従前の例による。
- 4 第 7 条の 2 第 4 項前段の規定に基づき行う令和 8 年10月から令和 9 年 3 月までの期間における補助金の交付については、改正後要綱第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに別表第 3 の規定による額により交付することができる。
- 5 この要綱の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。